



研究センター理事長 **兀学校法人同志社総長** 

實

精に 立法的 女性の子宮に移植して産んでもらう代理 0 い」という不妊夫婦 な要素であり、 卵子を使って体外で受精した胚 前 は、 回 つい は、 措 ての 夫婦 置を講ずべきであるというの 体外受精について、 0) 人権 自 その意味で、 由 問題を考えてみました。「子が であり の切実な願いは、 権利ではない 少なくとも夫の精 特に配偶者間 (受精 幸福追 が、 か。 出産 卵 私 の結論で 速や を、 求 0 (代理懐 体外受 子と妻 0 かに 他 欲 重 で 0) 要

公序良俗に反し無効であるとしましたが、 もっとも、 最 高 裁判所 は、 代理 出 産 は 現 今後も代理 在 0 民 法 上

> で代理 ところ成案は出ておりません。 省も立法的な解決に乗り出したのですが、 いるように思われます。 れる」としまして、 扱うかについて、「立法による速やか 出 産は起こりうることであり、 出 産は許されないとしてきた法務省や厚生労働 代理出産自体は肯定的に理 それに呼応しまして、 それ を民法上どう取 な対 応 現在までの が 強 それ 解 く望 して ま ŋ

題、 要であることはその通りだと思います。 措置を講ずるにしましても、 が必要」であると説いています。 を踏まえて、 出産を依頼することについ のある子を持ちたいとする真しな希望及び てくる子の福 判決で「この いろん たし 関係者間 かに、 な問題が出 問題 代理 医療法制、 祉 ĸ の問題などにつき、 生ずることが予想され に関しては、 てまいります。 出 産を法制化することにします 親子法制 ての社会 多方面にわたる 医学的 したが 0 最高裁判所は、 遺伝的 両 般 る 面 な観点か つ 問 13 0 題、 て、 倫 他 わ なつなが 配慮 0 玾 たる検 立法 女性 らの 生ま 的 先 が 感 的 n n 問

して扱 現在 外の女性が出産する場合の2つの形態がありますが ところで、 0 民法では われますから、 体外受精には、 妻が出 法 産した場合は実際上夫婦 律 Ë 妻が出産する場合と妻以 特段 の問 題 は 生じませ の子と

13 ٨ は 4 問 0 題 0 は、 形 態が が あ 生 りま んでな V 代 理 出 産 の場 これ

その これ その です。 次は、 で受精 に夫婦 の場 もら 夫婦 生まれ その受精 から、 いわ 卵 言 0 W 受精 まり ゆる が は、 換 胚 合、 14 型 引き をその 4 法律-え 稀に 2 てきた子を夫婦 L の子であることに 的 部卵で 夫の た 医学的 第3者 卵 生 胚 ると配 な 胚 取 借り を妻以 は、 0 上夫婦の子とすることに問題はありません。 0) を 形 まれた子を妻が まり です る場合が考えら 女性 あ 妻 は、 精子と妻以外の女性 腹 0 偶 る胚 ③第3者 0 一の子 精子と妻 倫 が、 子 外 者 (1) 胚をその女性 理 宮に 夫の を妻以 ですね。 0) 間 宮に 妻の 的 女性 が引き取る場合が 体 は E 外受精 精 0 移 以外 移 子 間 は /引き取り 子と妻 外 精 植 の子宮に れます。 宮で 違い なお、 植 子と妻 問題となっても、 する 0) の女性 であ 女性 の子宮に移 育ち あ 場 るというものです。 0) の卵子による受精、 生 りません 移 ŋ 配偶者間体外受精 卵 0 合もあり 0) の卵による受精 ます。 出 植 まれてきた子 子宮に 卵に 子 .産し あります。 して出 に 植する場合 よる受精、 よる受精 たのです その受精 移植 ź 遺 産して ず 公伝的 体外 が、 ಕ

です。

す 以 上. 0 最 4 高 0 裁 0 判 形 態を 所 が 法 指 摘 律上すべて解 したように、 決することに 医 公療法 制 や 親

私 討 母

代理 ば簡 外 を対象として 子 一受精 て任 カ 法 出 単 0 制 産 な せ、 ように、 上 は うすべ を認めるということになりますと、 0 様 で 法 々 問 す 律 な問 7 当 題 認 が で規制す 解 事 題 8 決を 我が 者 な が 生じます。 0) W 図 ることは 意 玉 ことに る 思 0 か 現 0 まり がな す 状 Ĺ Ź ド 0) か ない 代理 イ ように、 か、 なか ッ とし 出 0) あ よう 難 産 る ど こてし 契 あ L V 約 0) る は しまえ よう 形 13 P 熊 す 体 X

べ IJ

る子の ます。 際に問 とする 母とすることが求 持ちたい 不妊夫婦、 課題であり るようで、 は しか 要があると考えて す 結 子 制 はずであ いず 題となり 論です。 きでは 宮 とい 度を設 0 ます その 母 特に れ · う 願 ŧ, n り、 が、 ます 計 妻 を人 を 取 11 から でする。 0) ŋ 医 か。 原 11 その 幸福 私 権 は、 扱 則 (V) 療 0) は、 ħ 、ます。 でとし、 は、 現 いをどうする 上 その ていると思 意味 n 場 0) 自 追 前号で指摘しましたように 一分と遺 求 で ① と 問 が 上で、 そし 権 は臨 題 で 代 例 とし (2) 外 理 0 的 卵 伝 て、 問 床  $\widetilde{o}$ 出 W 的 題 か 代理 2 13 0) 的 て考えた場 産 ます。 母 不妊 とし は 卵 につ 問 0 13 法 出 代 題 0) 実 て取 を法 なが 律 施さ 13 理 母 0) 産だと思 を認 妻 Ë 出 0 産 律 律 ħ 1 つ 0 ŋ 喫 合、 を検 子 7 組む 7 め 上 上 7 0 実 0

必